

御前崎市国民保護計画用語集

あ 行

■ 安定ヨウ素剤

放射性ではないヨウ素（甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素）をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。

この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前にヨウ化カリウム錠剤などの安定ヨウ素剤を服用しておくことで、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

安否情報

個人の生死及び負傷の程度に関する状態、避難住民の所在等の安否に関する情報をいう。

医療ネットワーク

先の阪神淡路大震災における教訓から構築された。災害医療の予備情報及び対策情報の収集・提供を行い、迅速かつ的確な救護活動の仕組みづくりの支援を目的としている。

■ 衛星携帯電話

人工衛星を介して通話を行う携帯電話のこと。一般の携帯電話で電波状況が不安定又は不通となる場所においても安定した通話が可能となる。

■ NBC攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

※例 核兵器（原子爆弾、水素爆弾など）

生物兵器（炭疽菌、天然痘、ボツリヌス毒素など）

化学兵器（サリン、マスタード、ホスゲン、シアン化物など）

■ NBC災害（エヌ・ビー・シー災害）

NBC攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のこと。

■ ^{エルジーワン} LGWAN（総合行政ネットワーク）

地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）のこと。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能にする通信ネットワークとして整備され、地方公共団体のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による高度利用を図ることを目的としている。

■ 応急公用負担

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要がある場合に、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することをいう。

■ 応急措置

武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。

か 行

■ 海上保安部等

管区海上保安本部、海上保安部及び海上保安署をいう。

■ 化学防護服

化学剤、生物剤等の災害現場で救助活動を行うため、外気を完全に遮断して身体を守る防護服のこと。バイザー・服地・手袋・長靴が一体型で、空気呼吸器を着けたままその上から着用して使用する。

■ 核燃料物質

原子力基本法第3条第2号に定めるもの。ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるものをいう。

■ 危険物質等

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）であって、政令で定めるもの。

■ 基本指針（国民の保護に関する基本指針）

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のことで、平成17年3月に閣議決定されている。

基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位に位置し、指針的な内容が記載されている。この基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。

■ 救援

武力攻撃事態等において避難住民等に対して行う収容施設の供与、食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等をいう。

■ 緊急消防援助隊

大規模・特殊な災害発生時に、国が全国の消防機関から必要な消防隊員、消防車両、資機材等を災害地に派遣し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを目的に結成される部隊のこと。

■ 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

■ 緊急対処事態対策本部

緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該対処方針に係る緊急対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する対策本部をいう。

■ 緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

具体的には、緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置である。

■ 緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの。

■ ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行なう要員のこと。

■ 警戒区域

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるときに、当該区域への立入りを制限若しくは禁止又は退去を命ずることができる区域をいう。

■ 国の対策本部長

武力攻撃事態対処法第10条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又は同法第26条に定める「緊急処理事態対策本部」の長のこと。国の対策本部長は、内閣総理大臣をもって充てる。

■ 県対策本部長

国民保護法第27条に定める「都道府県国民保護対策本部」の長のこと。県対策本部長は、県知事をもって充てる。

■ 航空攻撃

航空機により急襲的に行われる武力攻撃のこと。着上陸侵攻を行うに先立って行われる可能性がある。

■ 国際人道法

武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法（ジュネーブ諸条約等）

■ 国民保護協議会

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会のこと。

■ 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画のこと。

各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるもの。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっている。

■ 国民保護計画

政府が定めた国民の保護に関する基本指針に基づいて、都道府県知事、市町村長及び指定行政機関の長が作成する計画のこと。

国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などについて定めるもの。

市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される市町村の国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県知事に協議することになっている。

■ 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のこと。

具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等である。

■ 国民保護等派遣

防衛庁長官が、都道府県知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む。）の要請を受けた場合や、国の対策本部長から同条第2項の求めがあった場合に実施する国民保護措置等のための自衛隊の派遣のこと。（自衛隊法第77条の4）

■ 国民保護に係るサイレン

武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域の市町村において、当該住民に対し警報が伝達される際に、注意喚起を図るため使用されるサイレンをいう。国は平成17年7月にサイレン音を決定した。

■ 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」であり、平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護し、国民生活や国民経済に与える影響が最小となるよう、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、その他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

さ 行

■ 災害研究機関

指定公共機関の中で、災害に関する研究を実施している独立行政法人をいう。県内の災害研究機関として、独立行政法人水産総合研究センターが指定されており、静岡市清水区に遠洋水産研究所が存在する。水産物の安定供給確保及び水産業の健全な発展と安全・安心な水産物供給等の研究を行っている。

■ 災害拠点病院

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等に対して、高度な医療を施し、入院等の救護を行う病院をいう。

■ 市国民保護協議会

市の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するための組織をいう。

■ 市国民保護対策本部

市が実施する市の区域に係る国民の保護のための措置を総合的に推進するため、市が設置する対策本部をいう。

■ 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

■ 市対策本部長

国民保護法第27条に定める「市町村国民保護対策本部」の長のこと。市対策本部長は、市長をもって充てる。

■ 事態認定

国の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）又は緊急対処事態に関する対処方針（緊急対処事態対処方針）において、武力攻撃事態等又は緊急対処事態に至ったことを認定すること。事態認定がなされることにより、各種の対処措置の実施が可能となる。

■ 執行機関

条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会等をいう。（地方自治法第138条の2）

■ 指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。

具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されている。

■ 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されるもの。平成18年8月現在、164機関が指定されている。

■ 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。

具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所が指定されている。

■ 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

■ ジュネーヴ諸条約

戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められた条約のこと。次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。

- ・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）
- ・ 捕虜の待遇に関する条約（第三条約）
- ・ 戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・ 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）
- ・ 非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第二追加議定書）

■ 実費弁償

県の要請や指示に従って医療を行った医療関係者に対して、政令で定める基準に従って、その実費を支給することをいう。

■ 収容施設

避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等の一時的な居住の安定等を図るため、市長が提供する施設をいう。

■ 除染

人体や施設に付着した放射性物質等の有害物質を洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること。

■ 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設、又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

■ 生活関連物資等

食品や衣類、寝具、貸家など国民の消費生活に必要な物資及び役務を始め、国民生活に関連性の高い物資及び役務をいう。

■ 赤十字標章

ジュネーブ諸条約第一追加議定書に基づき、軍関係以外の医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等を保護するため、これらを識別する特殊標章（デザインは、白地に赤十字）のこと。

当該議定書では、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨が規定されている。

■ 損害補償

国、県、市町の要請を受けて国民保護措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合に、これらの原因によって受ける損害を補償することをいう。

■ 損失補償

武力攻撃事態等において、国民保護法の規定に基づき収用その他の処分によって加えられた財産上の特別の犠牲に対して行う補償をいう。

た 行

■ 対策本部

武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針という。）が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部をいう。

■ 対策本部長

武力攻撃事態等対策本部又は緊急対処事態対策本部の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国务大臣）をもって充てる。

■ 対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。対処基本方針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定される。

■ 対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置のことで、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する措置及び国民保護措置などがある。

■ ダーティボム（汚い爆弾）

放射性物質などの核汚染物質を詰めた爆弾。核爆弾のように核反応を用いず、火薬のみで爆発する。爆発が起きると爆弾内部に格納されていた核汚染物質が飛散し、爆発と核汚染物質の放射線により周囲を汚染して被害を与える。

核爆弾に比べ、格段に低い技術力でも製造可能なためテロリストが製造、使用するのではないかと懸念されている。

■ 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルを使用した攻撃のこと。弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンを推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。

■ 着上陸侵攻

我が国に対する侵攻が行われる場合において、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させること。

■ 同報系防災行政無線

市の防災行政無線のうち、市庁舎から住民に対して、屋外拡声器や家庭内の個別受信機を介して直接・同時に防災情報や行政情報を伝達するシステム。

■ 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火等）などを具体的に定義するとともに、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を敵国の攻撃等から保護するため、国際的な特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。

この国際的な特殊標章は、文民保護標章（デザインは、オレンジ色地に青色の正三角形）と呼ばれている。

■ 特殊部隊

正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊のこと。

■ 特定公共施設等

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律に規定される港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。

■ トリアージ

負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。
災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが必要となる。

は 行

■ 被災情報

武力攻撃災害により発生した人的及び物的被害の情報をいう。

■ 避難施設

住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、市長があらかじめ指定した施設をいう。

■ 避難経路

人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運営を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている協議会（電波法第74条の2）

■ 非常通信協議会

人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運営を図るために、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている協議会（電波法第74条の2）

■ 避難実施要領

避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領のこと。

■ 避難住民等

避難住民及び武力攻撃災害における被災者をいう。

■ 武力攻撃

我が国に対する外部からの組織的・計画的な武力による攻撃のこと。

■ 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発その他の人的又は物的災害のこと。

■ 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態のこと。

■ 武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のこと。

■ 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態のこと。

■ 防護服

放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に、作業者を保護するため装備するもの。

■ 防災行政無線

同報無線、地域防災無線などがある。同報無線は戸別受信機、屋外スピーカーなどにより市民向け広報に使用する。地域防災無線は行政の連絡のために使用する。

■ ボランティア団体

一般的には自発的にある活動に参加する団体をいう。本計画においては、自発的に国民の保護のための措置に資するための活動に参加する団体をいう。

や 行

■ 要避難地域

住民の避難が必要な地域をいう。

■ 有事関連三法（武力攻撃事態関連三法）

「安全保障会議設置法の一部を改正する法律」、「事態対処法」、「自衛隊法及び防衛庁の職員の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律」の三法を指します。

ら 行

■ 利用指針

武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・電波の利用に関する指針をいう。